令和 4 年度 第 3 回 6 月宇検村農業委員会定例総会議事録

- ※ 日 時 令和4年 6月24日(金) 午前 9時 から
- ※ 場 所 活性化センター 「結いの館」
- ※ 出席した委員
 - 1. 渡委員 2. 脇田委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員
 - 6. 倉本委員 7. 重野委員 8. 石原委員
- ※ 欠席した委員なし
- ※ 出席した職員産業振興課課長、吉原主事、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 柳 栄治 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 將央 君
- **日程第1** 議事録署名委員の報告 3番 委員・4番 委員 を指名
- ・日程第3 諸般の報告 なし
- ・日程第4 協議事項 議案第5号『非農地証明願について』
- ○議 長 議案第5号「非農地証明願について」を議題に供します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- ○事務局 はい、議案第5号について提案理由の朗読と説明を行います。(資料参照の上、説明)申請者は、△△さん現在大阪市に在住。申請を受けようしている土地の所在は○○地区一一番地、地目は登記簿上、畑、現在は雑種地となっています。面積は46㎡で所有者は申請者の△△さんとなっています。非農地となった理由と管理状況ですが、20年前より宅地として利用しており現在は雑種地となっています。申請にあたって顛末書を添付しておりますのでお目通しください。合わせて全部事項証明書、公図、現地の写真をご覧ください。

今年2月に非農地証明書交付基準を農業委員会にて制定しました。 今回の申請は、人為的に転用した土地で転用事実行為から既に10年 以上経過しており、農地行政上、特に支障がない事を農業委員が会全 体の過半数にて現地で確認できる土地。今回は基準の4番にあたるのではないかと思います。説明は以上です。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第5号について、これより質疑にはいります。質疑ありませんか。

○1番 土地の所有者が大阪市に在住であり、20年近く草を刈ったり、除草剤を撒いたりしている。その中に△△さんの11坪の宅地があったり、 倉庫があった。農地と土地が重なっている。今後、□□さんの娘さんが購入予定である。

○推進委員2 非農地でいいんだけど、宅地にするのが目的なのか。非農地証明が 認められたら税金がかからなくなる。

○事務局 非農地の判断をしたのち法務局にて登記をすると農地から宅地へ税 金の方もかわると思います。

○推進委員2 非農地の受理をすると税金がわりとかからなくなる。

○事務局 非農地にしても空白の期間、何も地目が設定されていない期間はないと思います。法務局は、農地から宅地に地目をかえるだけだと思います。

 \bigcirc 1番 \triangle \triangle \triangle たんが、係りに書類を送るそうです。

○事務局 わかりました。

○議 長 宅地にして一般に貸す目的ですか。本人は、土地の範囲は分かって いるのか。

○3番 宅地にするならいいんじゃないですか。

○1番 ブロック塀で囲っています。○○地区では、地目が宅地でも農地と して活用しているところもある。

○議 長 46㎡でしたら今でも固定資産税はかからないと思う。他に質疑

はありますか。

~ 質疑なし~

○議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。本案につい て許可することについて賛成諸君の挙手を求めます。

~ 全員挙手 ~

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたしま す。会の終了後に現地の確認をしたいと思います。

・日程第5その他

○議 長 事務局より連絡・報告がありましたらお願いします。

○事務局 5月定例総会で保留にしていた議案に関してですが、農業会議、県の方に確認したところ財産整理での名義変更を県外にいる方へは許可できないとの回答でした。その他、市内であると通って管理ができる。または一年以内に帰島し農業を始めることが確認できる場合には許可が下りることもあるとのこと。このことを説明し今回の申請は取り下げてもらいました。

○5番 年に1度、帰省して管理することはどうですか。

○事務局 通って農地を管理することが大事だそうです。以上です。

○議 長 皆様の方から意見等ありますか。無いようですので、本日の日程は 全部

> 終了しました。これをもって、令和4年度第3回6月定例総会を閉会 します。